第二百八十七号

令和四年

五月二十六日

木

日

曜

公共測量の実施

たので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 第一項の規定により峡東建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 令和四年五月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量
- 測量の地域 甲州市塩山上萩原地内外
- 測量の期間 令和四年四月二十八日から令和四年十二月二十日まで

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和四年五月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

四千五百六十七番一、 七十三番の区域 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 四千五百六十八番一、四千五百七十二番一の一部及び四千五百 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字出 \Box

地 開発許可を受けた者の住所及び氏名 渡邊幾弥 山梨県南都留郡富士河口湖町小立百八十九番

○令和四年三月三十一日付第二百七十二号中……………………………………二八六 正

(二件)

教育委員会

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関......二八六

○不在者投票を行うことができる施設の指定…………………………………………二八五

○不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正…………二八五

○開発行為に関する工事の完了について………………………………………………:二八三 ○公共測量の実施(二件)……………………………………………………………………………二八三

選挙管理委員会

公

告

目

次

○直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない期間…………二八六

公共測量の実施

公

告

たので、 第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)

令和四年五月二十六日

- 測量の地域 南巨摩郡身延町飯富地先外
- 測量の期間 令和四年五月十七日から令和四年十二月二十六日まで

Щ

梨 県

公

報

第二百八十七号

令和四年五月二十六日

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項、 第七条、 第十七条

令和四年五月二十六日

山梨県選挙管理委員会

員 長 小 宮 山

博

委

二八三

政党の支部

国民民主党山梨県総支部連合会	名称	
榛葉賀津也	代表者氏名	
川上章	会計責任者氏名	
甲府市徳行三丁目九-三〇太田ビル一〇三	主たる事務所の所在地	
十一日 年四月二	設立年月日	
十六日 令和四年四月二	届出年月日	

その他の政治団体

十七日 令和四年四月二	十三日 十三日	甲府市塚原町三五五	石田照美	荻 野 光 彦	荻野光彦後援会「日に新た」
十五日 中五月二	十四日 中四月二	上野原市秋山八五〇一	佐藤進也	安留俊介	安留俊介後援会
届出年月日	設立年月日	主たる事務所の所在地	会計責任者氏名	代表者氏名	名称

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

旧	新	旧	新	旧	新	区分
ロララを表える	の子であり 若葉会 若尾しょう子と山梨	H	且 山梨県土地家屋調査士政治連		日本共産党甲府・東山地区委	名称
		斉	秋			715
		藤	山			代表者氏
		諭	貢			氏名
		渡	古	杉	深	会
		邉	屋	平は	澤	会計責任者!
		康	彦	るみ	公子	有氏名
甲斐市竜王五六〇-一	甲斐市篠原八五六-一 1F					主たる事務所の所在地
F	令和四年五月十	-	十一日 令和三年五月二	E	令和四年一月一	異動年月日
Ē	令和四年五月十	J E	令和四年四月十		宁和四年四月二	届出年月日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

_				
	高野つよし後援会	井上和男後援会	立憲民主党山梨県第2区総支部	名称
	前原昇	井 上 和 男	市來伴子	代表者氏名
	柳 場 正 喜	秋山元秀	小野鈴枝	会計責任者氏名
	甲州市勝沼町勝沼二八九三	南巨摩郡富士川町小林一二三三	甲府市中央四-六-一四	主たる事務所の所在地
	十五日 中五月二	十五日 中五月二	五日	解散年月日
	十七日 令和四年四月二	十七日 令和四年四月二	十五日 令和四年四月二	届出年月日

山 梨 県 公 報 第二百八十七号 令和四年五月二十六日

特別養護老人ホームほたるの郷・

|中巨摩郡昭和町清水新居三二|

高友会 高 野 剛 高 野 忍 甲州市勝沼町勝沼二八九三 十五日 年四月二 十七日 年四月二

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出
資金管理団体でなくなった旨の届

高野剛	氏名
県議会議員	公職の種類
高友会	資金管理団体の名称
甲州市勝沼町勝沼二八九三	主たる事務所の所在地
高野剛	代表者氏名
令和四年四月二十五日	資金管理団体でなく
十七日 令和四年四月二	届出年月日

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二

令和四年五月二十六日

山梨県選挙管理委員会

員 長 小 宮 山

博

ぶきの郷地域密着型介護老人福祉施設よこ	AKU 和楽WAR 和楽WAR	ーリーブス甲府地域密着型介護老人福祉施設フォ	・舞鶴 特別養護老人ホームやすらぎの郷	村特別養護老人ホーム志麻の郷・湯	施設の名称
都留市古川渡六五八 – 一	1 甲府市大和町三-六	甲府市東下条町一○七番地	甲府市宝二丁目一八番三号	❷ 甲府市湯村三丁目一一番一○号	所 在 地

翔和

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

山梨県選挙管理委員会告示第一号)の一部を次のとおり改正する。号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示(昭和五十五年公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二

令和四年五月二十六日

山梨県選挙管理委員会

妥 員 長 小 宮 山

博

」に改める。 表中「北杜市須玉町比志六四六五番地の三」を「北杜市須玉町若神子二一六九番地の

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

政見放送の回数(令和元年山梨県選挙管理委員会告示第三号)は、廃止する。とができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる規定により、参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる政見放送の規定により、参議院山梨県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる政見放送の政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の

山梨県選挙管理委員会

令和四年五月二十六日

委 員 長 小 宮 山

博

| ラジオ放送

テレビジョン放送

二八五

山梨県公報
第二百八十七号
令和四年五月二十六日

基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
株式会社テレビ山梨	1	株式会社山梨放送	_
株式会社山梨放送	$\vec{=}$		

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のため 律第百六十二号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号) ら参議院議員通常選挙の期日までの間、 の署名を求めることができない。 十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法 山梨県の区域において参議院議員通常選挙が行われるため、令和四年五月二十六日か 山梨県の区域においては、地方自治法(昭和二

令和四年五月二十六日

山梨県選挙管理委員会

長 小 宮 Ш

博

委

員

教育委員会

山梨県教育委員会告示第二号

規定により、 山梨県附属機関の設置に関する条例 附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、 (昭和六十年山梨県条例第三号) 次のとおり告示 第二条第三項の

令和四年五月二十六日

山梨県教育委員会

長 手 島 俊

樹

教

育

推進検討委 少人数教育 附属機関 ける少人数教育の 公立小中学校にお 担任事務 推進に関する事項 十七人以内 委員の定数 委員の要件 者 験のある 学識経 一委員の任期 月二十六日 令和四年五 から令和五 所管課 務教育課 教育庁義

				事務	見の具申に関する	の調査審議及び意
職員	政機関の	四 関係行	三 保護者	者	育の関係	二 学校教
					一日まで	年三月三十

山梨県教育委員会告示第三号

規定により、 山梨県附属機関の設置に関する条例 附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、 (昭和六十年山梨県条例第三号) 次のとおり告示 第二条第三項の

令和四年五月二十六日

山梨県教育委員会

育長 手 島 俊

樹

教

I 誤

ページ	
段	
行	
淵	
正	

0 令和四年三月三十一日 (第二百七十二号) 山梨県告示第七十四号 (保安林の指定の

Г		
山梨	<u> </u>	予定
来 県 公	一 〇 六 下	-
報	Щ	-
第二		_
第二百八十七号	九七の一、飯野字飯平四九市アルプス市築山字坂ヒタ	
号	ー ー プ 、ス 飯 市	
令 和 四	野 第 山 飯 字	
年五月	平 坂 四 ヒ 九 タ	
令和四年五月二十六日	分九五有アル	_
	る。) 一、飯 で る。)	
	の図 突 集山字	
	分に限る。) 対に限る。)	
_		
二八七		

発行者	山梨県
山梨県	梨県公報
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二百八十七号
丁目六番一号	令和四年五月二十六日
印刷所	十六日
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
丁目六番	
	二八八